

<別紙1>

介護老人保健施設「つる」短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)のご案内
(令和7年4月1日現在)

1 事業者の概要

開設者の名称	都留市
開設者の所在地	山梨県都留市上谷1-1-1
電話番号	0554-43-1111

2 事業所の概要

事業所の名称	都留市立介護老人保健施設「つる」施設
事業所の所在地	山梨県都留市つる5丁目1番55号
介護保険事業所番号	1951180007
指定年月日	平成12年4月1日
通常の送迎の実施	都留市内

3 事業所の職員の概要

職種	職員数	非常勤職員数	職務
施設長		1人	施設長の職務に従事する。
事務局長	1人(内兼務1人)		事務長の職務に従事する。
管理者	1人(内兼務1人)		管理者の職務に従事する。
医師	2人(内兼務2人)	1人	医師業務に従事する。
薬剤師	1人(内兼務1人)		薬剤師業務に従事する。
看護・介護職員	37人(内兼務2人)	5人	看護・介護業務に従事する。
支援相談員	4人(内兼務2人)		支援相談員業務に従事する。
理学療法士	2人		理学療法士、作業療法士業務に従事する。
作業療法士	3人		
管理栄養士	1人		栄養士業務に従事する。
介護支援専門員	1人	1人	介護支援専門員業務に従事する。
事務員	2人(内兼務1人)	2人	施設の運営に係る庶務及び経理に従事する。

4 事業所の設備概要

定員	100人
療養室	4人部屋 22室(1室 36㎡)
	2人部屋 4室(1室 18㎡)
	個室 4室(1室 18㎡)
浴室	一般浴槽 36㎡ 特殊浴槽 44.1㎡
機能訓練	160㎡
食堂	230㎡
その他の設備	診察室 7.3㎡

5 短期入所療養介護（予防短期入所療養介護）の運営の方針

- (1) 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営めるよう、看護・介護・機能訓練、その他必要な医療及び日常生活上の世話を行うことにより、療養生活の質の向上を目指します。
- (2) 居宅サービス計画に基づき、利用者の心身の状況や病状、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等をはかることを目指します。
- (3) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努めます。
- (4) 明るく健康的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行います。

6 サービス内容

介 護	サービス計画書に基づいて日常のお世話等を行います。
健 康 管 理	医師・看護師が常勤しておりますので、利用者の状況に照らして適切な医療・看護を行います。
機 能 訓 練	利用者の状況に適した機能訓練を理学療法士等が行います。
食 事	管理栄養士による栄養と身体状況に配慮した食事を提供します。 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。 食費は保険給付以外の利用料と位置付けられていますが、同時に施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
排 泄	【 食事時間 朝 7:30～ 昼 12:00～ 夕 18:00～ おやつ 15:00～ 】 利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに排泄の自立に向けてお手伝いいたします。 オムツ類は施設のものを使用いたします。 料金は介護保険基本料金に含まれています。
入 浴	入浴は週 2 回以上、適切な方法により入浴または清拭を行います。
各 種 活 動	レクリエーション、クラブ活動、行事等行い入所生活を楽しく過ごしていただきます。 また、レクリエーションの内容により、体調を見ながら屋外へ出ることもありますのでご承知ください。
離 床 ・ 整 容	寝たきり防止のため、生活のリズムを考え離床に配慮いたします。
特別な療養室	個室もご用意しています。
整備・器具の利用	施設内居室や設備・器具は使用時説明いたします。本来の用法に従ってください。無断での持ち出しは禁止です。
行政手続き等の代行	介護認定更新の手続き等を代行で行います。

7 サービス利用にあたっての留意事項

面 会：	原則として、13:00～20:00 となっております。 面会中は他の入所者の迷惑とならないよう職員の指示に従ってください。 また、施設長の定める事項を遵守してください。 なお、感染症流行期等施設の状況により面会が制限される場合があります。
外出・外泊：	届出書に記入し、提出してください。 無断での外出・外泊はしないでください。 万が一、外出・外泊中に病院受診する際は、必ず事前に施設へご連絡ください。 施設の紹介なしに受診や投薬を受けることはおやめください。
飲 酒：	職員にご相談下さい。無断での飲酒はお断りいたします。
喫 煙：	喫煙はお断りいたします。（施設並びに敷地内全面禁煙）
迷惑行為等：	騒音等、他の利用者の迷惑になるような行為はご遠慮ください。また、無断で他の居室等へ入らないでください。
金 銭 の 管 理：	現金の持ち込みはご遠慮ください。
所持品の持込：	高価な物はご遠慮ください。また、所持品にはすべて記名してください。 なまもの等食品の持ち込みもご遠慮ください。 利用者が使用している補聴器・義歯等紛失する場合がありますが、自己責任となりますのでご了承ください。 電気製品については職員にご相談ください。内容により、持込に料金がかかります。
宗教・政治活動：	利用者の営利活動、宗教の勧誘、特定の政治活動は禁止します。

8 非常災害等

消 防 設 備：	スプリンクラー設備 自動火災報知設備 非常放送装置 誘導灯及び誘導標識 消火器
消 防 計 画：	消防署へ毎年届出
防 災 訓 練：	年 2 回実施

9 協力医療機関

名 称	住 所
都留市立病院	山梨県都留市つる五丁目 1 番 55 号